

## 助言・あっせんについて

### 1. 前回検討会で出された意見（※【資料 12】より該当部分を再掲）

- (1) 調整委員会が助言・あっせんの進言をするといっても、最後は市長の判断にゆだねられているということになればそこは疑義がでてくる。調整委員会が行うべき。
- (2) 助言・あっせんの判断は調整委員会が行うが、助言・あっせんを市長が行う場合と調整委員会が行う場合に違いは何かあるのか。
- (3) 市長の諮問を受け、調整委員会が助言・あっせんについて審議する。その審議の対象が市であった場合、他の自治体では何か工夫しているのか。

### 2. 条例（たたき案・意見反映後）第 14 条（※【資料 15】より該当部分を再掲）

- 第 14 条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、第 18 条第 1 項に規定する調整委員会（以下、この条において「調整委員会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとします。
- 2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、その審議に係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができます。
  - 3 市長は、調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると認める場合は、その助言又はあっせんに係る障がいのある人、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとします。

### 3. 調整委員会の構成員（案）（※【資料 6】より該当部分を再掲）

下記の機関から各 1 名ずつ 10 名程度

- ① 法務局、② 労働局、③ 障がい者団体又は家族会、④ 校長会、⑤ 社会福祉施設等団体、⑥ 医師会 or 歯科医師会、⑦ 商工会議所 or 経営者協会、⑧ 公共交通機関、⑨ 弁護士会、⑩ 学識経験者（法学）